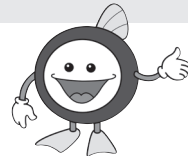




出雲市の下水道

市では、快適な生活環境をつくるため、出雲市汚水処理整備計画に基づき、公共下水道などによる集合処理区域と、合併処理浄化槽による個別処理区域を設定し、効率的に下水道の整備を進めています。汚水処理人口の普及率は、平成24年3月末時点で77.8%となっています。

◀平成24年4月に「鷺浦地区漁業集落排水処理センター」が完成しました。



9月10日は「下水道の日」 下水道 お水がいつてる またくるね



下水道でできることは

◆水洗トイレが使えます

悪臭や汲み取りの手間から開放され、清潔で臭いのない水洗トイレが使用でき、快適な生活をおくることが出来ます。

◆衛生的な環境をつくりま

道路側溝や水路に汚れた水（生活雑排水）を流さないことで、害虫の発生や悪臭・伝染病を防ぐことができます。

◆川や海をきれいにします

汚れた水を浄化して川や海に戻すことで、水質が保全され、水環境、本来の生態系をよみがえらせ美しい自然を守ります。

早期に接続工事の実施を

公共下水道や、農業・漁業集落排水施設は、利用が可能となったとき（供用開始）から、決められた期限までに各家庭の負担で排水設備工事（下水道への接続工事）を行っていただく必要があります。このことは、下水道法や市条例で義務付けられています。

せっかく下水道を整備しても、各家庭で下水道を利用しなければ

河川や湖、海の水質汚染を防ぐことはできません。快適に住みよい生活環境を守るため、下水道が整備されたら、一日も早い排水設備工事をお願いします。（排水設備工事は、出雲市排水設備指定工事店に依頼してください。）

なお、排水設備工事にかかる費用について、融資あっせん制度を設けていますのでご利用ください（下記参照）。

個人設置の合併処理浄化槽に対する補助金について

公共下水道などによる集合処理区域で整備がしばらく行われない区域において、個人で浄化槽を設置する場合に費用の一部を市が補助します。

ア 浄化槽設置補助金…一般住宅に

設置する浄化槽の大きさに応じて設置費の一部を補助します。

イ 維持管理補助金…設置の翌年度

から公共下水道、農漁業集落排水の供用開始するまでの間、年間1万5千円／基を限度に補助します。

ただし、保守点検の実施・法定検査の受検・清掃を行っていたことが条件となります。

市が合併浄化槽を

設置・維持管理します

家と家が離れている中山間地域などの個別処理区域を対象に、市が主体となって、一般住宅に浄化槽を設置・維持管理する「市設置型浄化槽整備事業」を実施しています。

設置にあたり、必ず宅内の排水設備工事を行っていただくことのほか、受益者分担金（35万円一括納入）、下水道使用料が必要となります。

市では、計画的に事業を進めるため、設置を希望される方を募集しています。（斐川地域については平成25年度から対象となります）

下水道についてのおたずねは

- ◆下水道管理課 ☎21-2226
(融資あっせんについては ☎21-2225)
- ◆下水道建設課 ☎21-2227
- ◆平田上下水道事務所 ☎63-5541
- ◆河南上下水道事務所 ☎43-1211
- ◆斐川上下水道事務所 ☎73-9139

水洗便所改造資金融資あっせん制度

水洗便所改造に伴う排水設備工事を行う場合、低金利の融資をあっせんしています。融資を希望される方は、工事に着手する前に市へ申請する必要があります。融資条件など、詳しくは下水道管理課、または工事を発注される指定工事店におたずねください。

- ◆融資あっせん額／180万円以内（万円単位）
- ◆貸付利率／年利1.5%
- ◆償還期間／4年以内

行財政改革第2期実施計画の進捗状況

安定した行財政運営を実現するため、合併後おおむね10年間の行財政改革の指針となる「出雲市行財政改革大綱」を策定しています。これを踏まえ、後期5か年（平成22年度～平成26年度）を対象とする「21世紀出雲市行財政改革第2期実施計画」に基づいた取組を進めているところです。

このたび、計画期間の2年目となる平成23年度の成果について取りまとめましたので、次のとおり報告します。

行財政改革第2期実施計画に係る取組及び財政効果額

実施方針	取組内容	財政効果額 (単位:百万円)
1. 行政の効率化	・事務事業の見直しと業務の民間委託の推進 ・外郭団体の見直し など	112.4
2. 定員管理と給与の適正化	・定員管理の適正化 ・職員給与の適正化と総人件費の抑制・縮減 など	1,047.9
3. 自治自立の財政運営	・新市建設への財源確保・節減 ・使用料等の負担と補助金等の受益のあり方の検討	556.5
合 計		1,716.8

※個々の取組内容については、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

おたずね／行政改革推進課 ☎21-6265

市の施設の指定管理者を更新します

平成24年度末で指定管理者の指定期間が満了する施設のうち、次の6施設について、新たな指定管理候補者となる団体を公募します。

◆公募対象施設

一覧表のとおり

◆管理期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

◆主な応募資格

① 団体であること
(法人格の有無は問わない)

② 市の指名停止を受けていないこと

③ 市税の滞納がないことなど

◆申請後の流れ

平成24年11月 指定管理者の候補者を決定
平成24年12月 市議会の議決を経て指定管理者を指定

◆応募期間

8月20日(月)から10月5日(金)まで

◆募集に関するおたずね

要項の配布
一覧表の各施設担当課
募集要項等の配布は、8月20日(月)から行います。

◆制度に関するおたずね

行政改革推進課
(☎21-6265)

公募する施設一覧表

No	施設名	施設管理担当課 (電話番号)
1	東須佐サポートセンター「かがやきの家」	高齢者福祉課 (21-6967)
2	出雲市生活支援ハウス	
3	東須佐サポートセンター 介護予防施設	
4	出雲市湖陵保健福祉センター	
5	出雲市斐川環境学習センター	環境政策課 (21-6535)
6	出雲市斐川企業化支援センター	産業振興課 (21-6549)

※更新にあたっては、原則として公募で候補者を募集しますが、例外として、運営方針の変更等を検討しようとする施設などについては、公募を行わない場合があります。

指定管理者制度とは、公が独占していた市の施設の管理運営を民間事業者やNPO法人などに任せるもので、施設運営に民間の活力や知恵、ノウハウを導入し、利用者の利便性の向上と管理経費の縮減を図ることを目的としています。指定管理者には、応募があった団体のうちでもっとも適切に管理運営していただけると思われる団体を指定します。